

介護職員処遇改善加算支給規程

(介護職員処遇改善加算の支給に関する規定)

(総則)

第1条 この規程は、介護職員処遇改善加算の介護職員遇改善加算制度に基づいて行なうものであり、指定介護保険事業に携わる従事者の処遇改善の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 処遇改善加算支給対象者は、当法人が運営する指定介護保険事業（指定訪問介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業所）に在籍する従事者であり、雇用形態は問わないものとする。

(処遇改善加算等の支給について)

第3条 半年ごとに各事業所にて雇用形態及び職制、支給区分により支給金額（時給額）を算定する。

又、半年毎に勤務時間と支給区分を乗じ案分し各個人の調整金を決定する。調整金については、10円単位端数は切り上げた額で支給する。

加算の支給にあたり職種手当②及び事業所の法定福利費の増加分については、加算額に含める。

支給区分は、毎年4月1日付けで決定し1年間継続する。中途入職の者については、入職時に決定する。

支給方法の詳細を別表1及び2に定める。

(支給期間)

第4条 処遇改善加算の支給期間は、処遇改善加算制度の実施期間とする。

(支給日)

第5条 処遇改善加算は、毎月の給与日に支給する。

処遇改善加算調整金の支給日は以下のとおりとする。

サービス提供月	支給日
4月・5月・6月・7月・8月・9月	12月20日
10月・11月・12月・1月・2月・3月	6月20日

- イ. 支給日が金融機関休業日の場合には前営業日に支給する。
- ロ. 対象サービス提供月に在籍し、且つ支給日に在籍したものに支給する。

(キャリアパスについて)

第6条 キャリアパス表を給与規程の等級別役職区分に準じ別表3に定める。

(職員への周知について)

第7条 現行制度の周知を図るとともに、処遇改善加算支給対象者に、説明を実施し同意を得る。

(運用の適正化について)

第8条 制度期間中は、処遇改善加算等の運用についてホームページを活用する等し、周知を図るとともに運営の適正化を図る。

(付則)

平成24年4月1日	施行
平成27年4月1日	一部改定
平成27年6月1日	一部改定
令和元年10月1日	全面改訂
令和3年4月1日	一部改訂
令和4年3月1日	全面改訂
令和4年10月1日	一部改正
令和5年1月1日	一部改訂
令和5年4月1日	一部改正
令和6年2月1日	一部改正
令和6年6月1日	全面改訂

社会福祉法人 親和会
ヘルパーステーション北九州サニーホーム
グループホームサニーホーム

<別表 1> <支給方法>

処遇改善加算	支給方法詳細
毎月	前年実績に応じ（前年度の実績 7 割前後を想定）、各月ごとに支給区分及び勤務時間で案分し、個人ごとに支給額を決定する。 職種手当②及び事業所の法定福利費の増加分を含む。
調整金	処遇改善加算の残額に支給区分及び勤務時間で案分し、支給額を決定する。 職種手当②及び事業所の法定福利費の増加分を含む。

<別表 2> <支給区分>

勤続年数	常勤 介護職員	非常勤 介護職員	管理者・その他
勤続 5 年以上	1.3	1.0(時給)	0.5
勤続 5 年未満	1.0		0.3

介護職員等特定処遇改善に関する職場環境等要件

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○研修の受講 ～外部・内部研修の受講 ○キャリア段位制度の導入 ～キャリアパス表の作成・導入
労働環境 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修の受講による雇用管理改善対策の充実 ～制度・法改正時の研修会の受講 ～制度に沿った就業規則・給与規程の整備 ○子育てとの両立を目指す者の育児休業制度等の充実 ～育児・介護休業等規定の整備 ～従事者に合わせたシフト作成 ○ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ～毎日・定期的なミーティングの実施 ○事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ～マニュアル等の整備 ○健康診断の実施 ～定期的な健康診断の実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ～介護サービス情報公表制度を活用しての情報公開 ○中途採用者に特化した人事制度の確立 ～就業規則等の整備 ～従事者に合わせたシフト作成
見える化	<ul style="list-style-type: none"> ○介護職員等特定処遇改善加算についてホームページへの掲示 ～ホームページに掲載 ～対象職員に周知・同意を得る